平成２３年（フ）第１７７５６号
東京都千代田区三番町28番地４
破産者　株式会社リフィット
１　決定年月日　平成24年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７７５７号
東京都千代田区三番町28番地４
破産者　株式会社リフィットパートナーズ
１　決定年月日　平成24年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７７５８号
東京都中央区築地２丁目３番10号
破産者　株式会社ＳＧＳ
１　決定年月日　平成24年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７７５９号
東京都中央区日本橋室町１丁目13番４号　室一ビル４階
破産者　ＳＦＫ合同会社
１　決定年月日　平成24年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７７６０号
東京都千代田区三番町28番地４
破産者　株式会社ＣＳＡ
１　決定年月日　平成24年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１６０２号
東京都港区南青山６丁目３番11号
破産者　有限会社貴カット
１　決定年月日　平成24年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２４４４号
千葉県流山市南流山２丁目８－２－101
破産者　長澤　康雄
１　決定年月日　平成24年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２５５７号
神奈川県横浜市港南区港南台６丁目１－41－501
破産者　佐藤　富人
１　決定年月日　平成24年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３５６０号
東京都渋谷区東２丁目９－８－301
破産者　下坂たまみ
１　決定年月日　平成24年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３７８０号
東京都品川区大井２丁目12－２－202
破産者　野里　実加
１　決定年月日　平成24年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３８４７号
東京都江戸川区本一色３丁目５－５－103
破産者　浅井　晴男
１　決定年月日　平成24年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４０９０号
東京都狛江市西野川４丁目28－２
破産者　秋元　奈加
１　決定年月日　平成24年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５１０２号
東京都千代田区東神田１丁目４番11号
破産者　株式会社スタウト
１　決定年月日　平成24年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５２０１号
東京都世田谷区桜３丁目２番13号
破産者　有限会社ケーアンドシー
１　決定年月日　平成24年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５２０２号
広島県尾道市向島町891番地２、開始決定時の住所東京都世田谷区桜２丁目３－１－206
破産者　池田　清重
１　決定年月日　平成24年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５２６９号
東京都千代田区神田和泉町１番地７－５
破産者　アールインバーサテック株式会社
１　決定年月日　平成24年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５２７０号
東京都板橋区常盤台４丁目15－２
破産者　網本吉之助
１　決定年月日　平成24年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５４３７号
東京都江戸川区松江７丁目21番19号
破産者　株式会社美八重ドレス
１　決定年月日　平成24年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５４３８号
福島県南相馬市原町区国見町１丁目15－１
夜の森パークサイドテラス国見町第２南棟305
破産者　爲貝　壽雄
１　決定年月日　平成24年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５５７６号
神奈川県川崎市中原区下小田中３丁目30番10号
破産者　有限会社小新家
１　決定年月日　平成24年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５５７７号
神奈川県川崎市多摩区宿河原６丁目29－３
破産者　内藤　隆雄
１　決定年月日　平成24年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部